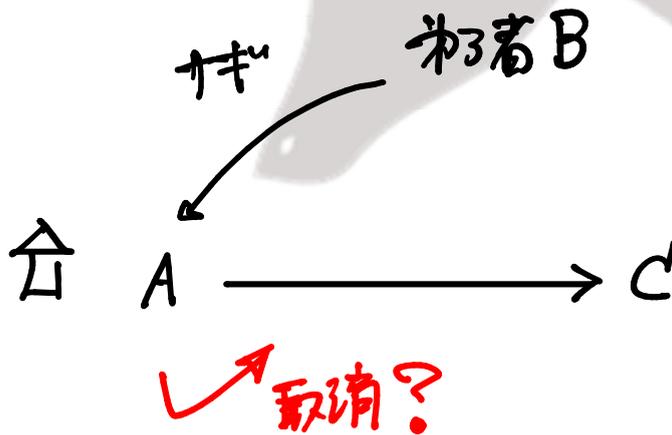


## 詐欺 宅建 H14-01-3 &lt;&lt;#584&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bの詐欺によって、A所有の建物をCに売却する契約をした。Aは、詐欺に気が付いていたが、契約に基づき、異議を留めることなく所有権移転登記手続をし、代金を請求していた場合、詐欺による取消しをすることはできない。



【答え】 正しい

## 《ポイント》 法定追認

追認をすることができる時以後に、**取り消すことができる行為**について次に掲げる事実があったときは、**追認をしたものとみなす**。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の**履行**
- 二 **履行の請求**（民法 125 条 1 号、2 号）